

給与所得者異動届出書の記載方法

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

使用している事業所のみ記入してください。(任意)

特別徴収税額通知書に記載の「住所」を記入してください。

給与の支払いを受けなくなった日後の住所(住所誤報の場合は正しい住所)を記入してください。

新しい勤務先に文京区の「指定番号」(9桁)がある場合は、記入してください。

特別徴収税額通知書に記載の「指定番号」(9桁)、「宛名番号」を記入してください。

「7. その他」を選択した場合は、具体的に理由を記入してください。

(例)住所誤報
給与支払報告書に記載した従業員の住所が誤っていた。

新しい勤務先で、税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合は、記入してください。

4 3 2 1	令和 年 月 日提出	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
文京区長 殿	給与支払報告者	所在地	特別徴収税額通知書指定番号	宛名番号	
フリガナ	フリガナ	氏名又は名称	拒退	所属	
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右欄で記載	当給	氏名	
			者先	電話	内線 ()
フリガナ	氏名	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
生年月日	年 月 日		□月から □月まで	□年 □月 □日	異動の事由
個人番号			□月から □月まで		1. 退職 2. 転職・異動 3. 死亡 4. 死因不明 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)
受給者番号					異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日現在の住所					1. 特別徴収 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
異動後の住所					
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収税額通知書指定番号	新規 法人番号	新しい勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡致します。	受給者番号	納入書の要否(前記の場合のみ記載) □ 必要 1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合	所在地	フリガナ	氏名又は名称	担当 氏名	電話
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定金額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				